

国立大学法人横浜国立大学寄附金取扱要領

平成16年4月1日

学長決定

最近改正 令和4年3月30日

第1 国立大学法人横浜国立大学寄附金取扱規則第5条第1項第3号の「教育又は学術研究上支障がないと認められる条件」とは、おおむね次に掲げるような条件をいうものであること。

- (1) 寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。
- (2) 寄附金にかかる収支決算の概要を提出すること。
- (3) 寄附目的が完了したときは、使用残額は返還すること。

第2 国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）は、寄附金のうち、次に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととすること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他、学長が特に教育研究上支障があると認める条件

2 前項第2号の取扱いについては、国立大学法人横浜国立大学職務発明規則に定めるところによる。

第3 寄附者から使途の特定をされた場合又は大学が使途の特定を行った場合は、使途目的終了まで継続して使用できる。

2 使途特定を行わなかった場合には、納入年度の収益として計上し、残余が生じた場合は利益として処理を行う。

第4 出納責任者は、寄附者に対し、入金確認後速やかに、領収書を交付する。

2 本学の教職員の職務上の教育、研究に対する寄附（財団法人等の助成団体から個人に対する助成金を含む）を、寄附者の意向によって、教職員個人に対する寄附とする場合においては、当該教職員は、寄附を受領した後に本学へ寄附を行わなければならない。この場合、出納責任者は、前項に規定する領収書を当該教職員に対してのみ交付する。

第5 本学が寄附金として受け入れることができる現金及び有価証券は、国立大学法人横浜国立大学会計規程第15条に掲げるものとする。また、同条第2項に規定されているものの以外の有価証券の寄附については、寄附者において換金のうえ寄附を行うよう取り計

らうこととする。

2 前項の扱いによりがたい場合は、役員会に諮り、学長が決定する。

（寄附金の保管等）

第6 寄附金は、学長が指定する銀行等に預託しなければならない。この場合において生じた利子は、本学の収入として取り扱う。

2 前項の利子の配分方法については、別に定める。

（寄附金の運用）

第7 元本を保証されていない債権を購入する等、元本が減少又は滅失する恐れのある運用は行わないこと。

附則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成17年11月24日から実施する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。